

令和 6 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 6）

堺 市

目 次

	頁
議案第 50 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 51 号 工事請負契約の締結について [東陶器こども園新築工事] ……………	5
議案第 52 号 地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期計画の認可につい て ……………	9
報告第 3 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	31

令和6年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年2月16日

堺市長 永藤英機

議案第 50 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 51 号 工事請負契約の締結について

議案第 52 号 地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期計画の認可について

報告第 3 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条第1項中「当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は」を「第3号イ又はウに掲げる額に」に、「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

第11条の5の3に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条の5の5第1項中「当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は」を「第3号イ又はウに掲げる額に」に、「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

第11条の5の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第11条の7に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条の9第1項後段を削る。

第15条の2第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険の都道府県単位化に係る大阪府が定めた激変緩和措置期間が終了し、令和6年度から保険料率等について府内統一基準となることに伴い、本市が徴収する保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の限度額の引上げ等を行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 東陶器こども園新築工事
- 2 工事概要 こども園新築工事
園舎新築 鉄骨造地上2階建 延べ面積 1,855.32㎡
体育倉庫新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 28.18㎡
駐輪場新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 28.83㎡
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区神南辺町2丁76-1-324
株式会社源建設工業
代表取締役 中東 博子
- 4 契約金額 817,300,000 円
うち取引に係る消費税額等 74,300,000 円
- 5 仮契約の日 令和6年2月2日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年8月29日まで
- 3 入札執行日時 令和5年12月27日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社源建設工業		108.7	743,000,000	14.629	落札(低入札価格調査の結果)
株式会社木綿麻建設		105.5	774,000,000	13.63	
株式会社山口工務店		109	808,965,000	13.474	
株式会社国誉		114	866,680,000	13.153	
日野建設工業株式会社		108	960,000,000	11.25	
建真・ニッチカ建設工事 共同企業体		104.8	1,185,000,000	8.843	
泉宏建設株式会社		103.5	1,208,000,000	8.567	
堺土建株式会社			辞退		

(備考) 予定価格 808,301,000 円、調査基準価格 754,416,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



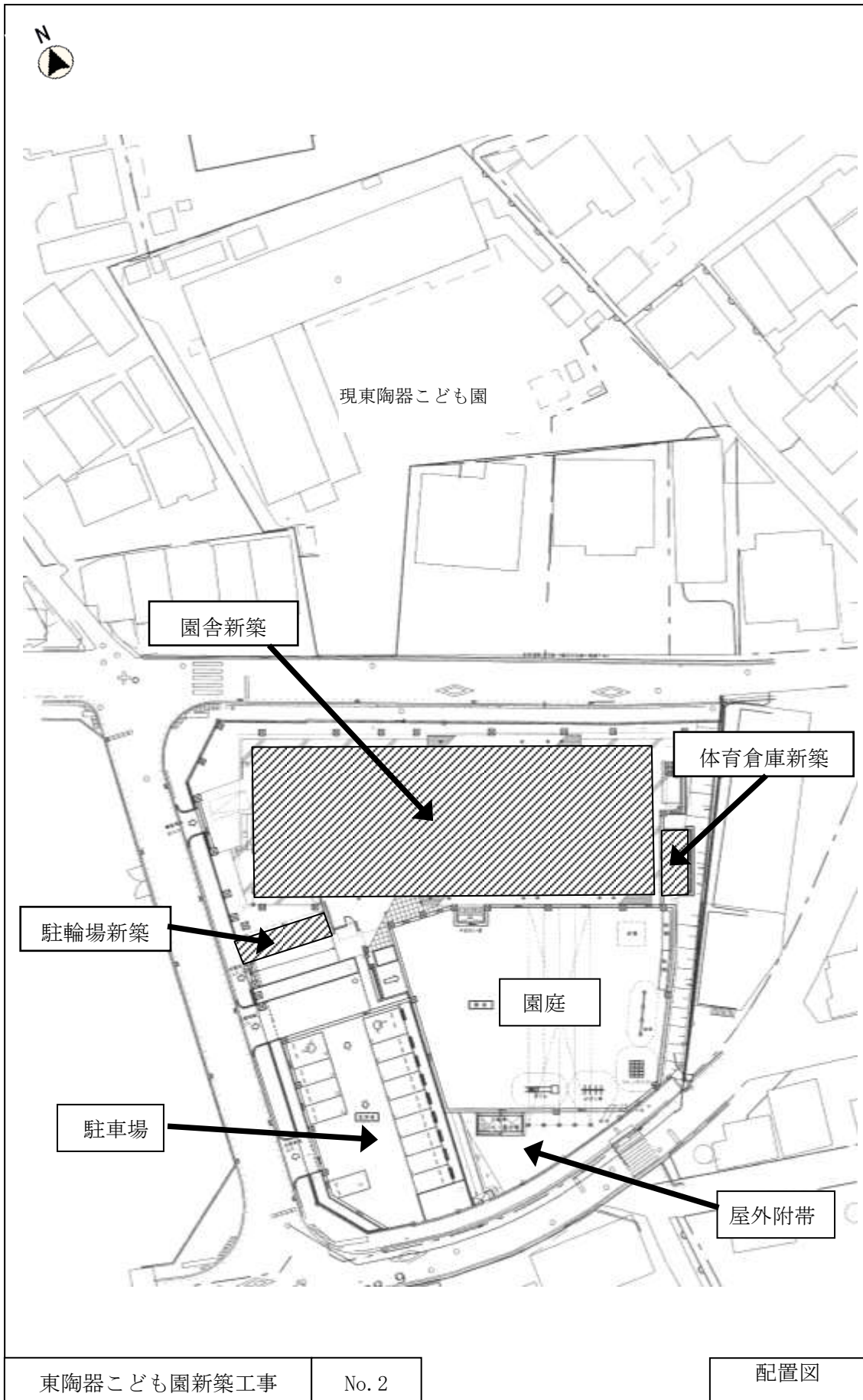
国道310号



東陶器こども園新築工事

No. 1

付近配置図



地方独立行政法人堺市立病院機構 第4期中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期計画を次のとおり認可する。

[根拠]

地方独立行政法人法第83条第3項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため。

地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期計画

前文

地方独立行政法人堺市立病院機構は、「すべての患者さんの権利と人格を尊重し、安心・安全で心の通う医療を提供します。」との基本理念のもと、堺市立総合医療センターを運営してきた。

第3期中期計画では、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、堺市唯一の感染症指定医療機関として数多くの患者の受け入れやトリアージ病院としての役割を担うなど全職員が一丸となって対応に当たり、難局を乗り越えた。また公立病院として求められる救急医療や高度医療をはじめとする地域に必要な医療についても最大限提供できるよう取り組んだ。

経営面においても、令和2（2020）年度には、新病院建設により悪化に転じていた経営状況を、新型コロナウイルス感染症に対応しながらも、効率的・効果的な病院運営を行うことで黒字化を実現した。

今後は、令和7（2025）年には団塊の世代の方が75歳以上となり、その後の生産年齢人口の減少が加速していく状況のなか、高齢化に伴う疾病構造の変化、患者自身の生活機能や認知機能の低下、医師不足や看護師不足、医師の働き方改革など、医療を取り巻く環境の変化に対して柔軟に対応し、公立病院としての役割を引き続き果たしていくことが求められている。

第4期中期計画では、こうした背景を踏まえ、堺市の医療政策を担うべき公立病院として救急医療、高度・専門医療、小児・周産期医療、感染症医療、災害医療など、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、安定的に提供し、更なる経営強化に取り組むことで、持続可能な地域医療提供体制を確保する。更に、医療、保健、福祉、教育等の行政全般等と連携・協力体制を強固にし、市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防等にも寄与することで、疾病予防の充実・強化、健康を支える地域社会の形成をめざし、ここに第4期中期計画を定める。

なお、本中期計画は、総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインに基づく公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和6（2024）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院として担うべき医療

(1) 救命救急センターを含む救急医療

ア 救命救急センター部門は、厚生労働省の示す評価項目の更なる強化を図り、質の高い三次救急医療を提供する。

イ 救急医療施設として、地域完結型医療を推進し、救急医療の最後の砦として「断らない救急」をめざす。また、全職員が一丸となって多職種が連携した総合的な救急医療の提供を行い、市民の生命と健康を24時間365日守る。更に、増加する高齢者救急疾病（心不全、誤嚥性肺炎、脳血管障害、骨折等）に対する診療体制を整備する。

ウ メディカルコントロール体制において指導的役割を担い、堺市消防局の救急ワークステーションと一体になって効果的な病院前救護活動の充実を図る。

エ 精神科医によるコンサルテーションのもと、適切な医療提供につなげることができる体制を整備し、精神科合併症救急も含めた総合的な救急医療を提供する。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
救急搬送受入件数	8,960件	13,000件

関連指標	令和4年度実績
救急搬送応需率	67.6%
地域救急貢献率	15.4%
三次救急搬送受入件数	785件

(2) がんへの対応

ア 地域がん診療連携拠点病院として、科学的な知見に基づき、手術、放射線療法、及び免疫療法を含む化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供する。また、集学的治療に加えて、緩和ケア、がんリハビリテーション、遺伝子診断を含めた個別化治療の充実を図り、個々の患者の病態に即した医療の提供に努める。

- ・ がん患者や家族がそれぞれのライフステージの様々な課題に対応できるようがん相談支援体制を整備し、またセカンドオピニオン及び情報提供を積極的に行い、がん患者の療養生活の向上を図る。
- ・ がんゲノム医療連携病院として地域の医療機関と連携し、がんゲノム医療を希望する患者にゲノム検査やカウンセリングの機会を提供する。
- ・ 全てのがん患者の身体的・精神心理的苦痛や社会的な問題等を把握し対応できるように、院内の緩和ケア体制を整備し、継続的な支援を行うために地域の医療機関等との連携を図る。
- ・ がん患者の不安や悩みを軽減するため、がん患者会・がんサロン等の患者同士のピアサポート活動を支援する。
- ・ 高齢がん患者に対しては、身体的機能のみならず精神・心理面や社会・環境面等からの評価も含めた総合的機能評価を行い、個々の患者に対して最適な治療法を検討する。また、治療前から治療後まで継続して、栄養介入やリハビリ介入など、必要な支持療法を提供する。

イ 市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がん検診をはじめとする予防に積極的に取り組む。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
悪性腫瘍手術件数	1,486件	1,600件
放射線治療実施患者数	611人	600人
化学療法実施患者数	2,319人	2,800人

関連指標	令和4年度実績
がん登録件数（※）	2,058件
放射線治療のうちIMRT実施延べ患者数	3,805人
遺伝カウンセリング件数	129件
遺伝学的検査実施件数	127件
がん遺伝子パネル検査数	33件

※がん登録については1月～12月実績

(3) 高度・専門医療

ア 脳血管疾患、心疾患の治療については、地域の医療機関と連携のもと、24時間体制で受け入れができるよう体制を充実させ、早期治療及び高度専門医療を提供する。

- ・ 一次脳卒中センターコア施設として、救急隊及び地域の医療機関と連携しながらt-PA静注療法及び血栓回収療法に常時対応し、早期治療及び高度専門医療を提供する。
- ・ 急性心不全、急性心筋梗塞、急性大動脈解離については、重症度の高い患者を受け入れられるように応需体制の充実を図る。

イ 糖尿病の治療については、地域の医療機関との連携と役割分担を考慮し、個人のライフスタイルを重視し、ガイドラインに基づいた高度・専門医療を提供する。

- ・ 糖尿病合併症外来を開設することにより、合併症の重症化予防に取り組む。

関連指標	令和4年度実績
脳血管内手術件数	62件
t-PA 件数	30件
心大血管手術件数	104件
冠動脈インターベンション件数	111件
糖尿病透析予防指導管理件数	191件

(4) 小児医療

- ・ 地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、質の高い小児医療を安定的に提供する。
- ・ 小児救急医療については、堺市こども急病診療センターや他の小児二次救急医療機関等との連携強化を図り、24時間365日、持続可能な小児救急医療体制を整備し、外因性疾患を含めた総合的な小児二次救急医療を安定的に提供する。
- ・ 小児の虐待や貧困事例等について、関係機関と連携し、適切に対応する。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
小児救急搬送受入件数	1,751件	1,800件

関連指標	令和4年度実績
小児救急搬送（内因性）応需率	92.3%

(5) 周産期医療

- ・ 地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、公立病院として、周産期医療を安定的に提供し、安心して子どもを産み育てられる地域づくりに貢献する。
- ・ 院内他科との連携を図り、合併症妊産婦の受け入れを促進する。
- ・ 救命救急センターとして、産科危機的出血症例の受け入れ体制を整備する。

- ・ 産褥精神障害に対し、産後ケアを充実させる。

関連指標	令和4年度実績
分娩件数	228件
地域分娩貢献率	4.2%

(6) 感染症医療

ア 新興感染症発生時には、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、行政や地域の医療機関との連携を図り、速やかな患者の受け入れ体制の整備を図る。また、非常時にも継続して医療を提供できるように、感染部門と救急部門とが密に連携し、受け入れ訓練を行うなど、パンデミックに備えた万全な体制を維持する。

イ 新興感染症等の感染拡大時に備え、これまでの経験を活かし地域の医療機関や介護施設等への支援体制を整備し、病床やスペースの確保、防護具の備蓄など、行政と連携し人材育成を含めた地域全体の体制を整備する。

(7) 災害その他緊急時の医療

- ・ 大規模災害時には災害拠点病院として、堺市地域防災計画に基づき関係機関と連携・協力を図りながら、患者の受け入れや医療スタッフの派遣等を迅速かつ的確に行う。
- ・ 非常時にも継続して医療を提供できるよう、平時から各種訓練の実施及び災害対策マニュアルの点検や必要物品等の備蓄確認を徹底し、災害に備えた万全な体制を維持する。

2 信頼される医療の提供と患者サービスの向上

(1) 医療安全対策・感染対策の徹底

- ・ 全職員が患者の安全を最優先に、万全な対応を行うことができるよう、医療事故、未然防止事例に関する情報の収集と分析を行い、医療事故の再発防止策を具現化する。

- ・ 医療事故の公表基準を適切に運用し、医療の透明性を高める取組を行う。
- ・ 感染管理医師、感染管理認定看護師を中心に、感染に関する情報発信を積極的に行う。また、複数の医療従事者から構成するチーム（ICT・AST）による活動をさらに充実させ、院内での感染状況の評価や感染対策を的確に行う。

関連指標	令和4年度実績
インシデント報告数	4,062件
ASTによる抗菌薬適正使用に関する提案件数	393件

(2) 医療の質の向上

ア 医師・看護師及びメディカルスタッフ等が連携するチーム医療を更に充実させ、最適な医療を提供する。また、質の高い医療を提供するため、クリニカルパスの更なる充実を図り、医療の質の向上に取り組む。

イ 基礎研究の成果を臨床の実用化につなげ、医薬品や医療機器の創出をめざし、臨床研究及び治験の推進に積極的に取り組む。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
クリニカルパス適用率 (予定入院患者)	70.5%	75.0%

関連指標	令和4年度実績
臨床研究新規案件数	96件
在宅復帰率	86.3%

(3) 患者の視点に立った医療・サービスの提供

ア 堺市立病院機構の理念に基づき、障害の有無などに関わらず、最善の医療を平等に受ける等の患者の権利のもと、安心・安全で心の通う医療を提供する。

- ・ 患者と共に医療や生活について考えるなど、患者が積極的に医療に参加できる体

制の整備を目的に、インフォームドコンセントを徹底し、医療相談についても患者の視点に立って対応する。

- ・ 当院の特色や疾患の治療方針、地域医療機関との連携状況、更には高度急性期病院としての機能や役割について患者及び市民に対し、情報を積極的に発信する。
- ・ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、自院の患者だけではなく地域全体での普及に努める。

イ 患者やその家族が院内で快適に過ごせるよう、待ち時間対策や療養環境の整備を行い、患者満足度の向上を図る。また、患者満足度や投書箱に寄せられた意見等に速やかに対応し、患者の視点に沿った病院運営を進める。

関連指標	令和4年度実績
入院患者経験価値（満足度）	97.5%
外来患者経験価値（満足度）	87.7%
相談窓口寄せられた相談件数	25,973件
ACP実施件数	1,628件

3 地域への貢献

(1) 健康寿命の延伸に向けた予防事業の推進

- ・ 市民の健康維持や健康寿命の延伸に寄与するため、行政や企業、学校、地域住民と連携・協力し、疾病予防の推進に努める。
- ・ 若年から高齢までライフステージ全般にわたり、健康寿命に関与する疾病予防対策について情報発信と啓発に取り組む。
- ・ 堺市と連携・協力し、特定健診やがん検診等の受診率向上に取り組み、検診結果と経時的推移から健康維持に有用な情報提供と指導を行い、疾病の発症予防と早期発見に努める。また、必要に応じて医療への橋渡しを行う。

- ・ 市民公開講座、学校や企業における健康教室、院内セミナーを通して、経験しうる種々の疾患についての情報を提供し、病気の予防及び早期発見につなげる。
- ・ 生活習慣病、ロコモティブシンドローム及びフレイルの予防については、堺市と連携・協力し、市民に向けて現状の評価と予防に関する知識を得る機会を広めていく。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
健（検）診受診者数	13,354件	20,000件

(2) 地域の医療機関等との連携推進

ア 地域医療構想を踏まえ、公立病院として、また、地域医療支援病院としての役割を果たすため、紹介・逆紹介、地域連携パスの活用、持参薬情報の共有、高度医療機器の共同利用促進等、病病・病診連携をより一層活性化させ、地域全体での最適な医療を提供する。また、開放病床の利用促進、オープンカンファレンスや研修会の開催により、顔の見える地域連携を実現する。また、医師の派遣については、圏域において、現在のところ、派遣ニーズが無いため実施していないが、今後の状況に応じて検討し、地域の医療機関との連携や協力を推進する。

イ 令和5年度病院プランによる7月時点での機能別病床数は、高度急性期345床、急性期135床であり、今後は地域医療構想等における病院の果たすべき役割・機能を踏まえ、地域医療構想調整会議において、地域医療構想における推計年である令和7（2025）年及び中期計画最終年である令和9（2027）年における機能別病床数については、高度急性期480床を予定している。ただし、当院の状況や地域医療構想に応じて変更する場合がある。

ウ 地域医療構想や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、地域医療機関間の役割分担と関係機関との連携強化を図るなど公立病院として果たすべき役割と機能を発揮する。

エ 在宅医療について、地域包括ケアシステムの推進に向け、関係者との情報共有やネットワークの構築を図る。また、地域連携機能を強化し、医療関係者だけでなく介護関係者との連携関係の構築に取り組む。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
紹介率	72.4%	90.0%
逆紹介率	76.4%	100.0%

関連指標	令和4年度実績
在宅訪問看護件数	30件

(3) 医療従事者の育成

- ・ 当院の特性を活かした救急医療をはじめとする急性期医療に加え、地域医療等を学ぶ場として、幅広い医療系学生の実習等を積極的に受け入れ、地域医療の発展に寄与する優秀な人材を育成する。
- ・ 臨床教育センターの機能を強化し、初期研修及び後期研修のシームレスな連動及び多職種連携による教育システムの充実を図る。

関連指標	令和4年度実績
実習生受入人数	797人

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な業務運営

(1) 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

ア 医療情勢の変化、更なる高齢化の進展、診療報酬の改定等の病院運営を取り巻く外部環境に迅速に対応するため、更なる経営企画機能の強化を図り、より質の高い病院運営ができる体制を確立し維持する。

イ 監事や会計監査人による監査結果等を活用し、より戦略的な業務改善及び効率化

を図る。また、市民の目線に立って業務を点検し、業務改善を図る。

- ・ 堺市二次医療圏において、堺市立総合医療センターが果たすべき役割や他の医療機関等との連携のあり方については、市民の十分な理解が必要であることから、ホームページ等を通じ、積極的な情報提供に努める。また、今後、堺市二次医療圏において堺市立総合医療センターに求められる役割を果たすために体制等を大きく変更する必要がある場合には、市民への説明会を開催する等、詳細な情報提供と意見聴取の機会を設ける。

(2) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

- ・ 患者及び市民からの信頼を確保するため、職員それぞれが医療提供者であるという意識を持ち、医療法をはじめ、関係法令の遵守を徹底し、市民から信頼される病院運営に努める。
- ・ 法令及び行動規範の遵守を全職員が認識及び実践するため、周知徹底を図る。
- ・ 機構の個人情報保護規程その他の関係法令等を遵守し、個人情報の保護を図る。また、研修の充実、個人情報管理の取組を推進することにより、組織全体の個人情報保護意識の徹底を図る。

(3) やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備と運用

- ・ 職員のモチベーション向上と組織の活性化を図るため、職員及び組織の業績や貢献度を客観的に評価できる制度を整備し、運用を行う。また、人材育成方針のもと、階層別研修の実施等による職員のキャリアアップ支援など、職員が働きがいを実感できる職場環境を構築する。
- ・ 救急医療、高度・専門医療等の安定的な提供を図るため、事業の進捗に合わせ、医師、看護師等の人材確保に努める。

(4) 働きやすい病院運営

ア 医師等の働き方改革の観点から、医療業務のタスクシフティングに積極的に取り組み、職員の負担軽減に努め、時間外勤務の削減や有給休暇が取得しやすい職場環境を構築する。

イ ワーク・ライフ・バランスの確保及び職員の健康保持に組み、育児や介護等を行う職員が家庭と仕事を両立し、安心して働けるよう短時間勤務制度の整備や支援の充実を図り、柔軟で働きやすい職場環境を構築する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定的な経営の維持

ア 超高齢社会をはじめとした医療提供体制の変化や、感染症の流行など病院経営を取り巻く環境が変化する中で、求められる医療を安定的かつ継続的に提供できるよう、的確な経営分析を進め、地方独立行政法人のメリットを生かした、機動的かつ柔軟な病院経営を行うことにより、地方独立行政法人の特徴である迅速性、柔軟性及び効率性を最大限に発揮し、持続可能な経営基盤を確立する。また、診療材料及び医薬品は、市場調査に基づく価格交渉の継続実施や在庫管理の徹底、多様な契約手法の活用等により、一層の費用の削減を進める。

- ・ 救急医療等の行政的経費及び小児医療等の不採算経費に対する運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出された負担金を受け、地域医療の確保のため適切に執行する。
- ・ 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金として適切に執行する。
- ・ 医療機器や電子カルテシステムの更新、施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加など、収益の増につながらない費用の増大が見込まれるため、計画期間末時点では経常黒字の確保は難しい状況であるが、継続的な経費削減等の取組により、令和15(2033)年度を目途に単年度の経常黒字化をめざす。(主な取組：救急搬送受入体制の強化や紹介率向上に向けた取組、病床稼働率の改善による収益の確保、市場調

査に基づく診療材料及び医薬品の価格交渉等)

イ 収入の確保と効果的な費用節減に取り組み、各年度の収支計画を作成する。また、計画期間末時点における経営指標に係る数値目標を定め、達成に努める。

ウ 施設・設備の更新については、その必要性を十分検討の上、長期的な視点で計画的に行い、収支計画に反映させる。

目標指標	令和4年度実績	令和9年度目標
経常収支比率	110.8%	96.0%
修正医業収支比率	95.6%	93.4%
一般病床稼働率	78.6%	91.7%
平均在院日数	9.9日	9.7日
新入院患者数	12,723人	16,500人
手術件数	5,575件	6,600件
全身麻酔件数	3,022件	3,500件
1日当たり入院患者数	377人	440人
1日当たり外来患者数	962人	939人
患者1人1日当たり入院単価	92,485円	84,050円
患者1人1日当たり外来単価	27,854円	27,916円
給与費対修正医業収益比率	50.0%	49.9%
材料費対修正医業収益比率	30.5%	31.0%
経費対修正医業収益比率	16.0%	16.3%
移行前地方債及び長期借入金残高	15,399百万円	12,739百万円

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 デジタル化への対応

(1) 医療情報システムの安全管理

- ・ 病院に対するサイバー攻撃等が増加していることから、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえた情報セキュリティ対策の

徹底を図る。また、セキュリティポリシーを浸透させ運用するなど、組織的な IT ガバナンスの確立と強化を図る。

(2) デジタル化の推進

ア 各種データやデジタル技術・設備・機器を積極的に活用し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化に努める。

- ・ 地域医療連携 ICT の活用を更に推進し、円滑な病病・病診連携を図る。

イ マイナンバーカードの健康保険証利用について、医療保険事務の効率化や患者の利便性向上を踏まえ、利用促進に努める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	87,583
医業収益	81,159
運営費負担金	6,178
その他営業収益	245
営業外収益	1,220
運営費負担金	273
その他営業外収益	947
臨時利益	0
資本的収入	2,960
長期借入金	2,960
運営費負担金	0
その他資本収入	0
計	91,763
支出	
営業費用	84,793
医業費用	82,855
給与費	39,781
材料費	27,682
経費	14,949
研究研修費	444
一般管理費	1,937
営業外費用	560
臨時損失	0
資本的支出	11,624
建設改良費	6,862
償還金	4,762
その他投資	0
計	96,977

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 41,359 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当する。

[運営費負担金の負担基準等]

救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

(2) 収支計画

(単位：百万円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入の部	22,006	22,173	22,232	22,499
営業収益	21,812	21,927	21,988	22,259
医業収益	20,184	20,235	20,286	20,453
運営費負担金	1,432	1,501	1,561	1,683
資産見返負債戻入	137	128	78	60
その他営業収益	58	63	63	63
営業外収益	194	246	243	239
運営費負担金	72	70	67	63
その他営業外収益	122	176	176	176
臨時利益	0	0	0	0
支出の部	22,504	22,818	23,082	23,436
営業費用	21,451	21,763	22,030	22,385
医業費用	20,982	21,285	21,552	21,904
給与費	9,946	10,044	10,123	10,201
材料費	6,259	6,274	6,290	6,342
経費	3,342	3,543	3,368	3,337
研究研修費	104	100	100	100
減価償却費	1,331	1,324	1,671	1,924
一般管理費	469	478	478	481
営業外費用	1,052	1,055	1,051	1,051
臨時損失	0	0	0	0
経常損益	▲ 498	▲ 645	▲ 850	▲ 937
純損益	▲ 498	▲ 645	▲ 850	▲ 937
目的積立金取崩額	498	645	850	937
総損益	0	0	0	0

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

(3) 資金計画（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	105,195
業務活動による収入	88,803
診療業務による収入	81,159
運営費負担金による収入	6,451
その他業務活動による収入	1,193
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,960
長期借入れによる収入	2,960
その他財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	13,432
資金支出	105,195
業務活動による支出	85,335
給与費支出	41,359
材料費支出	27,682
その他業務活動による支出	16,295
投資活動による支出	6,862
固定資産の取得による支出	6,862
その他投資活動による支出	0
財務活動による支出	4,762
長期借入金等の返済による支出	4,291
移行前地方債償還債務の償還による支出	471
その他財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	8,236

（注1）計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

（注2）期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

第7 短期借入金の限度額

(1) 限度額

3,500 百万円

(2) 想定される短期借入金の発生事由

ア 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 料金

病院の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部について減額し、又は免除することができる。

第10 地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	財源
医療機器等整備	1,073	2,528	2,076	1,185	堺市長期借入金等

(2) 人事に関する計画

医療の安全性の担保と、質の高いサービスを継続的に提供していくため、優秀な人材の確保と配置だけでなく、職員の最適な勤務時間と休日のあり方について検討し、定着と育成に努める。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	471	1,899	2,370

イ 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	4,291	10,840	15,131

(4) 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実等に充てる。

地方独立行政法人堺市立病院機構 第 4 期中期計画の認可について

1 中期計画の認可理由について

地方独立行政法人堺市立病院機構から認可申請があった中期計画は、市長が指示した地方独立行政法人堺市立病院機構第 4 期中期目標を達成するための計画として妥当であると認められる。また、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例（平成 23 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、当該計画のとおり認可することが適当であるという堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見を受けている。

2 中期計画の趣旨

地方独立行政法人堺市立病院機構が、堺市長から指示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定により策定した計画。

3 中期計画の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
26	6. 2. 5	大仙西町団地 5棟ほか2棟 建替住宅建設 工事	大阪市浪速 区難波中1丁 目13番8号	シマ・杉本・照建 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 シ マ 代 表 取 締 役 高 山 雅 和 他 の 構 成 員 杉本建設株式会社 代 表 取 締 役 杉 本 洋 他 の 構 成 員 照 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 中 田 照 治	変更前 2,288,000,000円 (消費税額等 208,000,000円) 変更後 2,470,354,447円 (消費税額等 224,577,677円)

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
27	6. 2. 7	東三国丘小学 校校舎改築工 事	堺市堺区海 山町2丁123 番地	株 式 会 社 隆 栄 建 設 代 表 取 締 役 嘉 陽 利 明	変更前 1,351,726,849円 (消費税額等 122,884,259円) 変更後 1,358,019,949円 (消費税額等 123,456,359円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
182,354,447 円 (消費税額等 16,577,677 円)	<p>工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。</p> <p>山留の追加工事による増額。</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。</p> <p>また、掘削工事着手後、想定以上に地下水位が高いことが判明し、山留の追加を行う必要が生じたため、増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
6,293,100 円 (消費税額等 572,100 円)	<p>工期延長及び請負代金額の増額。</p>	<p>設計時及び工事発注時において、受注生産品となる杭は想定工期時に納入される予定であったが、鋼材不足や急激な受注増加の影響を受け、納期に遅れが生じ、受注生産品であることから代替品の対応ができず、杭の納入に時間を要したため、工期延長を行う必要が生じたものである。</p> <p>また、工期延長に伴い、必要経費が増額したため、増額変更を行うものである。</p>

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
25	6.2.1	堺消防署庁舎 改修ほか工事	堺市西区宮 下町 12 番 1 号	堺 土 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆	変更前 651,666,400 円 (消費税額等 59,242,400 円) 変更後 687,634,200 円 (消費税額等 62,512,200 円)

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>35,967,800 円 (消費税額等 3,269,800 円)</p>	<p>車庫棟の杭打設範囲内における地中障害物の撤去及び土留めの仕様変更に伴う増額。</p>	<p>車庫棟の試験杭の施工を行う際に、設計時のボーリング調査では不明であった地中障害物により杭の施工が困難であることが判明し、油圧式万能型大口径掘削機を用いて車庫棟の杭打設範囲内における地中障害物の撤去を行うことから増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>

令和6年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その6）

令和6年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

